

お引越しガイド各種手続き

引越しに必要な各種手続きをご確認下さい (印刷してご利用ください。)

》お引越しの6日前(月 日)

●住民転出届

期間	転居予定日までに届ける。(お引越しの前)
届け先	旧住所の市役所・町役場
手続きに必要なもの	役所にある所定届用紙、届け人の印鑑、国民健康保険証(加入している人のみ)

●国民健康保険(資格喪失手続き)

期間	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
届け先	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
手続きに必要なもの	国民健康保険証、印鑑、転出証明書

●国民年金(住所変更)

期間	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
届け先	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
手続きに必要なもの	国民年金手帳、印鑑、転出証明書

●福祉関係 乳児医療、児童手当、老人医療、その他年金等

期間	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
届け先	なるべく早く転出届の手続きの際、続いて済ませると便利!
手続きに必要なもの	印鑑、転出証明書

》お引越しの5日前(月 日)

●転校届

期間	いつでも(日祝祭日を除く)
届け先	転入学先の学校長
手続きに必要なもの	転入先の教育委員会の学校指定書(通学中の学校長の在学証明書、転入先の市区町村の住民票を持参して教育委員会で手続きをすともらえる)

》お引越しの4日前(月 日)

●郵送物の転送

期間	いつでも(日祝祭日を除く)
届け先	旧住所の管轄郵便局
手続きに必要なもの	郵便局所定による無料ハガキか官製ハガキで知らせる。(旧住所と新住所)

●電話の移転先

期間	いつでも(日祝祭日を除く)
届け先	旧住所の管轄NTT
手続きに必要なもの	郵便局所定による無料ハガキか官製ハガキで知らせる。(旧住所と新住所)

》お引越しの3日前(月 日)

●水道料金の精算

期間	移転先が決まったらその前日まで。(日祝祭日を除く)
届け先	旧住所の管轄水道局営業所
手続きに必要なもの	電話で連絡する

●電気料金の精算

期間	移転先が決まったら早めに。
届け先	九州電力〇〇営業所(検針書に記入されている)
手続きに必要なもの	電話で連絡する

●ガス料金の精算

期間	移転先が決まったらその前日まで。
届け先	ガス会社〇〇営業所(検針書に記入されている)
手続きに必要なもの	電話で連絡する

》お引越し後(月 日)

●住民転入届

期間	転入後14日以内
届け先	新住所の市役所・町村役場
手続きに必要なもの	役所にある所定届用紙、転出証明書、届け人の印鑑、国民年金手帳、母子健康手帳(就学前のお子さんのある人)

●印鑑登録

期間	なるべく早く。転入届の手続きの際、続いて済ませると便利!
届け先	新住所の市役所・町村役場
手続きに必要なもの	登録印を持参、所定届用紙(市町村により異なる場合があります)、旧住所での印鑑登録は転出後、自動消滅します。

●運転免許証の住所変更

届け先	新住所を管轄する警察署(運転免許課)・運転免許センター
手続きに必要なもの	・運転免許証 ・新住所を確認できる書類等 (住民票・新住所へ送付された消印付はがき・公共料金の領収証など) ・印鑑(認印で可) ※詳しくは新住所を管轄する警察署・運転免許センターへお問合せ下さい。